



平成25年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出日：平成26年6月26日

法人名：社会福祉法人 浜坂会

担当：福本 (Tel/Fax: 0857-27-7878 浜坂保育園)

(電子メール：s\_hamaho@yahoo.co.jp)

指摘事項	是正又は改善状況	改善時期
小口現金の保有について、貴法人経理規程の第26条の限度額までしか保有できないので、経理規程に基づいて適切に管理の上、支出すること。	第26条に従い、伺い書を作成し、残高を把握しながら、限度額内の保有としていきます。	監査指摘後 H26/01/22より 実施
現状の帳簿では、日々の小口現金の残高確認が行われていることが確認できないので、日々の小口現金の残高確認を経理規程第28条に基づき会計責任者に確認を行うなどして適切に管理すること。	第28条に従い、会計責任者の確認作業を徹底させていただきます。 小口現金出納帳に残高確認印を押させ、二人体制で現物確認します。	監査指摘後 H26/01/22より 実施
園長等、職員の立替払いが発生しているため、個人の立替払いによる支出が行われないように、小口現金を適正に活用して、適正に支出すること。	監査指摘後より立替金を禁止し、小口及び伺い書を利用して適正に支出しています。	監査指摘後 H26/01/22より 実施
現状の帳簿の中で、日々の小口現金の残高の不整合が生じてしまった結果、支出に対して残高の超過が発生し、その差額を雑入としてしまっている。一義的には、この差額は何かの経理処理の不整合である。 現状、法人の収入（雑入）として処理することは事情やむを得ないとしても、このような不整合が発生した原因を究明して、再発防止策を報告すること。	立替金の記載ミスと、日々の残高確認の徹底がなされていないことが原因と考えられる。第29条に従い、支出時の確認を徹底し、各担当者の業務を明確にして再発防止に努めていきます。	監査指摘後 H26/01/22より 実施
車輛の保有について、施設業務の全般や緊急時の送迎のために1台の保有は必要と理事会においては判断されているが、再度、これまでの車輛の利用状況、利用実態を報告するとともに、法人の業務との関連が認められたかどうか再検証して車輛の必要性を再検討すること。	誤認により所有可能と判断していた。 第149回理事会にて運営費からの支出が認められないのであれば所有すべきではないとの判断がなされた。H25年度に資産の処分を行い、現状は旅費交通費規程に従い対応しています。詳細は資料1に掲載。	監査指摘後 H26/01/22より 使用停止 H26/2/15 第149回理事会 処分承認
日々の支払いにおいて、支払いの手続き、意思決定等の事務手続きが書面上なされていないので、会計責任者等の承認を受けて適切な事務処理をすること。 なお、収入についても、同様の手続きに基づいて適切に会計処理をすること。	第6条に従い、収入に関しても伺い書を作成して適切に対応していきます。	監査指摘後 H26/01/22より 実施

<p>現状の経理規程では、会計単位が保育所のみが1つの経理区分であるが、実際の経理処理では2つの経理区分となっているので、今後の新会計基準の移行の際には、経理区分の設定を整理されたい。</p>	<p>2区分にて対応していきます。 H27年度より新会計に移行します。 新会計では拠点区分：浜坂会 サービス区分：本部、浜坂保育園とします。</p>	<p>H27/04/01より 新会計を 開始します。</p>
<p>固定資産管理台帳に車輛が1台（平成15年登録）記載されているが、直近の自動車車検証によれば、名義上、法人が取得したのは、平成24年12月25日と推定される。ついては、当初の車輛取得時の当該車輛の所有者、購入の費用負担が不明瞭であるため、法人が負担したもののか、法人以外の者が負担したのか調査の上、報告すること。これまでの車輛に係る車検、任意保険代等の諸経費を法人が負担してきたのかどうか再確認して報告すること。また、法人が車検、任意保険代等の諸経費を負担してきたのであれば、これまでの車輛の利用状況、利用実態を調査し、法人の業務との関連が認められたかどうか再検証して、車輛に係る車検、任意保険代等の諸経費の負担は、法人が負担すべきであったか併せて検証の上、報告すること。提出にあたっては、客観的に確認できる証憑書類を提出すること。</p>	<p>今回の指摘により初めて誤認による所有及び使用であったことを理解した。 購入は誤認のため、法人負担で購入し、これに関わる費用支出も法人にておこなっていた。 使用目的は、事務処理での移動手段、園児の救護車として使用。 詳細については資料2に掲載。</p>	<p>第145回 理事会にて 処分承認 H25/03/01 売却処分</p>
<p>価格による随意契約は、2社以上の業者から見積もりを聴取し、比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日社援施第7号）」</p>	<p>第55条に従い対応していきます。緊急性がないものに関しては、2社以上から聴取して判断していきます。</p>	<p>監査指摘後 H26/01/22より 実施</p>
<p>決算を承認する理事会において、監事監査が報告されていないので、定款第11条に基づき報告すること。</p>	<p>定款第11条に基づき、文書報告だけでなく、口頭による報告も行います。</p>	<p>第150回理事会 より実施</p>
<p>平成18年当時に理事長から寄附を受けたとされる額面500万円の有価証券について、寄附金台帳に記載されておらず、この有価証券の配当についても法人が受け取った形跡はなく、理事長の寄附があったかどうか不明な状況である。なお、実際に法人が寄附をうけたのであれば、理事長に有価証券の配当を受領する権利はなく、法人はこの有価証券の配当を受領することができるため、これまでの配当の総額を報告すること。</p>	<p>理事長の個人と法人の名義区分がなされておらず、一体的にしていたことが原因であった。 名義変更後の配当金については、全額法人口座に入金されています。 詳細については資料3に掲載。</p>	<p>H25年度決算 にて修正 名義変更時を 寄附取得日とし 取得価格を計上 満期保有目的の ため固定資産に 計上</p>
<p>当時未公開株であったこの有価証券の債権者欄には、法人名が記載されている。ついては、法人負担で購入していないか、再調査して債権者欄に法人名となっていた経</p>	<p>理事長が個人的に購入したものであり、法人からの支出ではない。 法人名義はH23/02月からであり、それ以</p>	<p>上記同様に対応</p>

<p>緯を報告すること。なお、法人負担でこの有価証券を購入していたとすれば、保育所運営費で有価証券を購入することはできないことから不適切な支出である。</p>	<p>前は理事長個人名義であったが、一体的な管理の為、資産計上していた。記載名義については、錯誤によるものである。</p>	
<p>この有価証券の評価について、現在、実際の市場価格である実勢価格によって評価を見直しているが、実際この有価証券を処分して売却でもしない限り、現行の会計基準では、評価損は発生しない。 再度、債券額の500万円の価格が妥当であったのか調査して、有価証券の価格を特定の上、妥当な有価証券の額を固定資産として計上するなど、適切な経理処理をされたい。また、価格の確認については、客観的な証憑書類を提出すること。</p>	<p>H23/03月の株式上場に伴い、大幅な価格減となったため、経理規程第34条に従い、評価減の処理をした。 しかしながら、投資目的の保有でないため、第149回理事会にてH25年度に固定資産に取得価格にて計上することとした。 詳細は資料3に掲載。</p>	<p>H25年度中に対応</p>
<p>経理規程に定める会計帳簿について、作成されているが、日々の管理が不十分であるので日々、その日の状況を記帳して適宜状況を確認できるよう管理すること。</p>	<p>第10条に従い、日々の管理徹底に努めます。</p>	<p>監査指摘後 H26/01/22より 実施</p>
<p>価格による随意契約において、1件50万円を超える工事があるが、双方の契約書の作成を省略するにしても、法人経理規程第57条に基づき請書（契約書）を作成するなど、適切に契約事務を行われたい。</p>	<p>同一業者への各支払を一度にとりまとめて支払いしたために高額になってしまった。 第56条に従い、適切に契約業務を行っていきます。</p>	<p>監査指摘後 H26/01/22より 実施</p>
<p>法人の積立金において、人件費が不足するため取崩し、その後、再度、補填する形で取崩したものを戻す経理処理が行われているが、積立金の取崩しは理事会の議決を経てやむを得ない場合に取崩すものである。ついては、適切に予算を編成し、予算を確保した上で、積立金を取崩すことのないように予算を執行されたい。</p>	<p>理解不足のため、各積立金を運転資金として取崩し利用する計画を組み実行していた。 積立金の目的を明確にして、取崩すことがないような運営を目指します。</p>	<p>H26年度より 実行します。</p>
<p>直接保有に供してない建物の賃借料支出があるが、このような賃借料を支出する場合、保育所の収入のうちで、賃借料支出に充当可能なものは、寄附金収入、配当金、預金利息等の雑収入しか充当できない。現状の経理では、職員給食費が雑収入で処理されているが、本来、職員給食費は保育所の経理においては、雑収入ではなく私的契約利用料収入に計上することが適当である。本来、職員給食費は、保育のための給食の食材費等に充当すべきであるので、職員給食費が賃借料に充当されていないか点検の上、そのような実態があるのであれば、現状を見直すなどして、適切に対応されたい。</p>	<p>誤認のため、雑収入に入れ、支出していました。 2月分より廃止し、支出していません。 職員給食費は該当科目へ修正しました。</p>	<p>監査指摘後 H26/01/22より 実施</p>

## 添付資料 1

保育所における園児救護用、事務用車輛としての保有が認められていると誤認していた。この車輛（キューブ）については、寄附でいただいたものであったが、保有するために必要な経費は、運営費より支出していた。

今回の監査指摘にて運営費からの支出が認められないことが確認できたため、今後は、旅費交通費規程に従い自家用車、タクシーなどを利用し、日々の業務に対応させていきます。第 149 回理事会にて、資産を処分することで合意されたので、2月21日に車輛の売却、保険の解約をおこなった。

売却に関しては2社で買取査定を行い、高額なところと契約した。（両社とも見積は出せないとのことであった。）

## 添付資料 2

### ◎経過説明

H15/06/30 に経費支出にて車輛（マーチ）を購入。売買契約書を購入元に依頼したが、保管期間が過ぎているため不明とのことであった。）

使用目的としては、園児の救護、病院への送迎のほか、事務業務も行っていた。

車輛を所有することで発生する経費（保険、税金、燃料、車検等）は、全て経費支出していた。

H24/12月に法人名義でないことに気づき、名義変更をおこなった。（H24/12/25）理事長の個人と法人の名義区分がなく、一体的にしていたことが原因であった。保管は園駐車で進んでいた。

第145回理事会にて2台（キューブとマーチ）の車輛の保有は経費的にも不要であると判断され、古い方（マーチ）を処分した。このときは、運営費からの支出が認められていると誤認したままであった。H25/3月売却した。

### ◎今後

H25/8月より新たに岸本税理士を監事としてお願いし、誤認がないよう内部監査を徹底をしていきます。

## 添付資料 3

### ◎経過説明

H13/9月に銀行より購入依頼があり、理事長が個人的に購入。売買契約書等を銀行に依頼したが提出できるものは株式の異動状況のみであった。

取得目的は、今後法人が資金に困った場合に売却するためであった。

購入価格は250万であったが、理事長の勘違いで500万としていた。

H23/2月に株式上場に伴う手続きを行う時に名義が違うことに気づき名義変更をおこなった。名義変更してからは法人が配当がある場合は受け取っているが、名義変更前は受け取っていない。名義変更前、どれだけの配当があったかは確認したが不明であった。

上場後の初年度末のH23/3月末に価格減が大幅なため、経理規定第34条に従い評価減してしまった。

株券の現物もないため、コピーのみ提出する。

### ◎原因

理事長の個人と法人の名義区別がなく、一体的にしていたことが原因であった。

内部監査も徹底されておらず価格も理事長の報告のみで判断されていた。

### ◎今後

第149回理事会にて法人としては明確な資料がないため、名義変更されたH23/2月に寄附されたと判断して処理することとした、また、投資目的での所有ではないため、固定資産に取得時の250万で計上することとした。

岸本監事に内部監査を徹底してもらい、理事の自己判断で行わないようにしていく。